

## 様式第5-イ-②関連

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請について

### 《認定基準》

- (1) 本店等（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地が市内であること。
- (2) 指定事業と指定業種に属さない事業（以下、「非指定事業」という。）を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。

### 《必要書類》

	書類名	提出部数
①	法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②）	1部
②	法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②）の添付書類	1部
③	指定業種に属する事業の最近3か月間の売上高等が確認できる書類 ●売上台帳（写） ※日別の売上高を計上して集計してあるもの。 または取引日・相手先・取引金額が明記されているものに限る。 ●試算表（写） ※決算する内容に相違なく、月別経費等まで計上されているもの。 月別売上高のみを抜粋したものは不可。	いずれか 1部
④	企業全体の最近3か月間の売上高等が確認できる書類 ●売上台帳（写） ●試算表（写）	いずれか 1部
⑤	③に対応する前年3か月間の売上高等が確認できる書類 ●売上台帳（写） ●月別損益決算書（写） ●法人事業概況説明書（写） ●青色申告決算書（写）または収支内訳書（写）	いずれか 1部
⑥	④に対応する前年3か月間の売上高等が確認できる書類 ●売上台帳（写） ●月別損益決算書（写） ●法人事業概況説明書（写） ●青色申告決算書（写）または収支内訳書（写）	いずれか 1部
⑦	営んでいる事業が指定業種に属することが疎明できる書類 （例：許認可証、ホームページ、取扱商品等を疎明できる書類）	1部
⑧	法人：履歴事項全部証明書（写） ※現状を反映し、申請日から3か月以内のもの	1部
	個人：確定申告書（写） ※直近のもの	

※金融機関担当者が代理申請を行う場合は、委任状（任意様式）が必要です。